

(仮称) 地域ホッとプランの策定の方向性について (案)

1 策定の背景と目的

町田市では、2018年に市制施行以来、初めて人口が減少に転じました。今後、2040年という将来に向けては、国と同様、総人口に占める生産年齢人口の割合が約53%にまで低下し、高齢者人口の割合は約37%に上昇することが見込まれています。

近年では、人口減少に伴う人口構造の変化だけでなく、テクノロジーの急速な進化による人と人のコミュニケーション方法の変容、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした新しい生活様式への転換などを受け、私たちのライフスタイル・価値観は、大きく変わろうとしています。

こうした様々な変化は、町内会・自治会の加入率の低下や近隣住民同士の関係を疎遠にするなど、地域における助け合いの仕組みに影響を与えるだけでなく、ダブルケアや8050問題など、新たな課題を浮き彫りにしました。

市では、2017年には協働による地域社会づくりを推進する「地域経営ビジョン 2030」と、互いにささえあい、自分らしく暮らし続けていくことができるまちの実現を目指す「第3次地域福祉計画」を策定し、地域課題の解決に努めてきました。

また、「地域経営ビジョン 2030」と「第3次地域福祉計画」の両計画に共通する地域の取り組みとしては、2014年に市内最初の地区協議会が小山・小山ヶ丘地区に設立され6年余りが経過し、現在全10地区で様々な活動が行われています。地区協議会の活動には、2019年度末時点で延べ7,400人以上が主体的に関わり、地域の課題解決や魅力発信に取り組んでいます。地区協議会という地域のネットワークを構築することで、団体間の連携が深まり、各団体が個別に行ってきた地域課題の解決に向けた活動の幅が広がるなど、協働による地域社会づくりの成果が実感できるようになってきました。

さらに、「まちだ〇ごと大作戦 18-20」をきっかけとして、市民が地域において叶えたいことを、市民・地域団体・企業などの多様な主体のつながりにより実現するという、これまでにない市民活動・地域活動が盛り上がりを見せています。

このような背景を踏まえ、人と人がつながり、多様な価値を尊重し合うことで、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会「誰もがホッとできるまち」の実現を目指し、「地域経営ビジョン」と「地域福祉計画」を統合した「(仮称)地域ホッとプラン」を策定します。

※ダブルケア：育児と介護が同時期に発生する状態

※8050問題：中高年となったひきこもりの子どもを養う親が高齢化し、介護や生活困窮を同時に抱えるといった問題



2 地域経営ビジョンと地域福祉計画の統合

(1) 統合の理由

ア ともに持続する地域社会づくりを目的とした理念計画である

地域経営ビジョンは、様々な地域の担い手が連携し、地域資源である、ひと・もの・かね・場・情報などを活用して地域の課題解決に取り組み、持続する地域社会づくりを目的とし、地域で活動する団体への支援の方向性を定めた理念計画です。

一方、地域福祉計画は、互いにささえあい、誰もが自分らしくくらし続けていくことができるよう、地域の課題解決を図ることで、持続する地域社会づくりを目的としています。また、主に個人や家族の困りごとを「地域福祉」という視点から捉え、高齢者、障がい者、子ども、保健医療等、各分野と横断的に連携し、共通する支援の方向性を定めた理念計画です。

両計画は、ともに地域課題の解決を図ることで持続する地域社会づくりを目的とした理念計画であるという点で共通しています。

イ すべての人に分かりやすい計画にする

地域経営ビジョンでは、市内各地区に「地区協議会」を設立するなど、地域づくりのための基盤づくりに努めています。地区協議会では地域課題の解決のために、主に子どもや高齢者の見守り事業、地域交流事業、防災・防犯事業などの地域活動が実施されており、その多くが地域福祉に資する内容となっています。

一方、地域福祉計画では、地域によるつながりと支え合いを創出するため、毎年度市内10地区で「地区別懇談会」を開催しています。地区別懇談会では、「地域のつながりから住民同士の助け合い活動へ」「地域でできる子育て支援について」「防災をきっかけとしたつながりづくり」などを懇談のテーマとして、地域の課題解決に向けた方向性や具体的な取組を話し合っています。

地域経営ビジョンに基づく地域活動の多くが地域福祉に資する内容となっていること、また両計画に基づく取り組みは類似していることから、両計画を統合することですべての人に分かりやすい計画になります。

ウ 目指すべき地域の姿を共有するとともに、「地域」と「個人」が相互に支えている関係性を明確化した計画とする

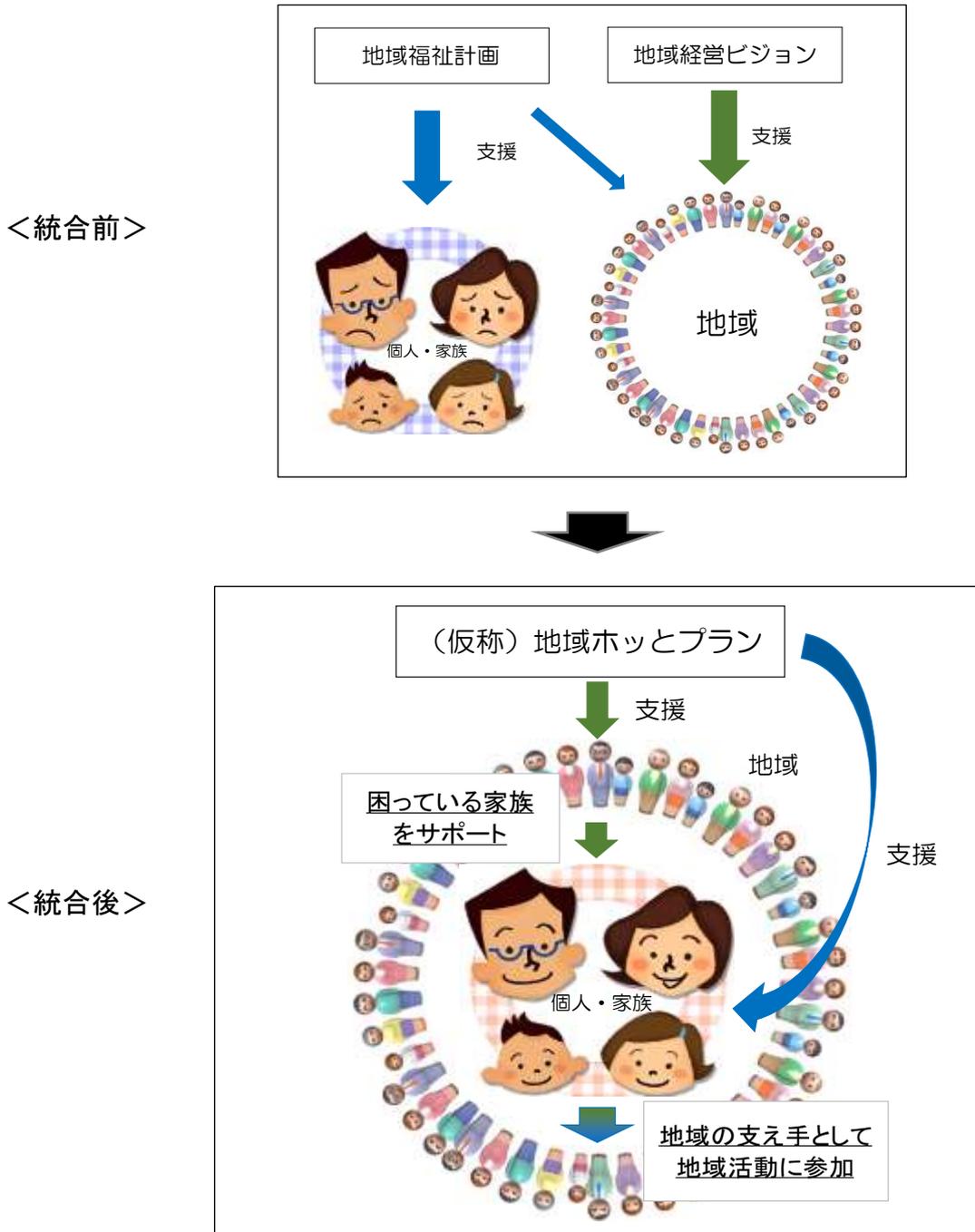
ダブルケアや子どもの孤食など、家族が地域のつながりの中で孤立し、自ら解決することが困難となる事例が見受けられます。このような場合においては、支援の対象を個人や、高齢者、障がい者、子どもといった属性だけではなく、家族として包括的に捉える必要があります。また、支援を行うにあたっては、市民や公的機関など地域の多様な主体と協力している、例えば「子ども食堂」や「町トレ」、「町プロ」などのような支援の輪につなげ、中長期的に見守っていく必要があります。

一方、地域では、会員の減少や高齢化等により活動が困難となっている団体が見受けられている。今後も地域活動を継続していくには、活動の源である「個人の活力」に着目したきめ細かい活動支援が求められています。

これまで、地域経営ビジョンでは主に「地域」への支援の方向性を、地域福祉計画では主に「個人」への支援の方向性を定めていました。しかし、今後は、地域福祉計画で

は「個人」に加え「地域」、地域経営ビジョンでは「地域」に加え「個人」への支援の比重を高めていく必要があります。そこで、両計画を統合することで、目指すべき地域の姿を共有するとともに、「地域」と「個人」が相互に支えている関係性を明確化した計画とします。

【図1】 統合イメージ



(2) 他の計画との関係性

本計画は、地域経営ビジョンの後継計画であり、地域福祉計画の後継計画でもあります。地域経営ビジョンは、福祉の分野に限定することなく、これまで同様、全分野に共通する「協働による地域社会づくり」の指針を示します。

一方、地域福祉計画も、これまで同様「地域福祉」という視点から、高齢者、障がい者、子ども、保健医療等、各分野と横断的に連携し、共通する支援の方向性を定めます。

地域と協働し推進する計画は他にもありますが、すべての人に分かりやすい計画とするため、本計画策定後も改定の都度、他の計画との統合の可能性を検討します。

3 位置付け

(1) 「町田市地域経営ビジョン 2030」の後継計画

本計画は、協働による地域社会づくりを推進するため、2017年3月に策定した「町田市地域経営ビジョン 2030」の後継計画です。「町田市地域経営ビジョン 2030」で定めた2030年に実現したい3つの地域のすがたを継承し、「(仮称)まちだ未来づくりビジョン 2040」の「なりたいまちの姿」につなげていきます。

<2030年に実現したい地域のすがた>

- ① 魅力と個性を創造する地域
- ② 未来と感動を共有する地域
- ③ 愛着と誇りを継承する地域

(2) 「第3次町田市地域福祉計画」の後継計画

本計画は、社会福祉法第107条の規定により策定する市町村地域福祉計画であり、2017年1月に策定した「第3次町田市地域福祉計画」の後継計画です。国の地域福祉計画策定のガイドラインでは以下の事項について主に計画に定めるべき事項として示されています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
- ② 福祉サービスを必要とする地域住民等に対する相談支援体制の整備
- ③ 社会福祉を目的とする多様なサービスの進行、参入の促進
- ④ 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援、地域福祉を推進する人材の育成
- ⑤ 地域住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる環境の整備など

(3) 町田市基本構想・基本計画「(仮称)まちだ未来づくりビジョン 2040」との関係

本計画は、2021年度策定予定の上位計画、町田市基本構想・基本計画「(仮称)まちだ未来づくりビジョン 2040」の「なりたいまちの姿」を実現するための部門計画に位置付け、その策定プロセスや施策の方向性の整合を図りながら策定します。

(4) 各福祉の分野の個別計画との関係

高齢者、障がい者、子ども、保健医療、その他の福祉の各分野における共通する施策や施策の方向性を定めます。

本計画は地域経営ビジョンの理念を引き継ぐため、福祉の各個別計画においても協働による地域社会づくりを進めます。

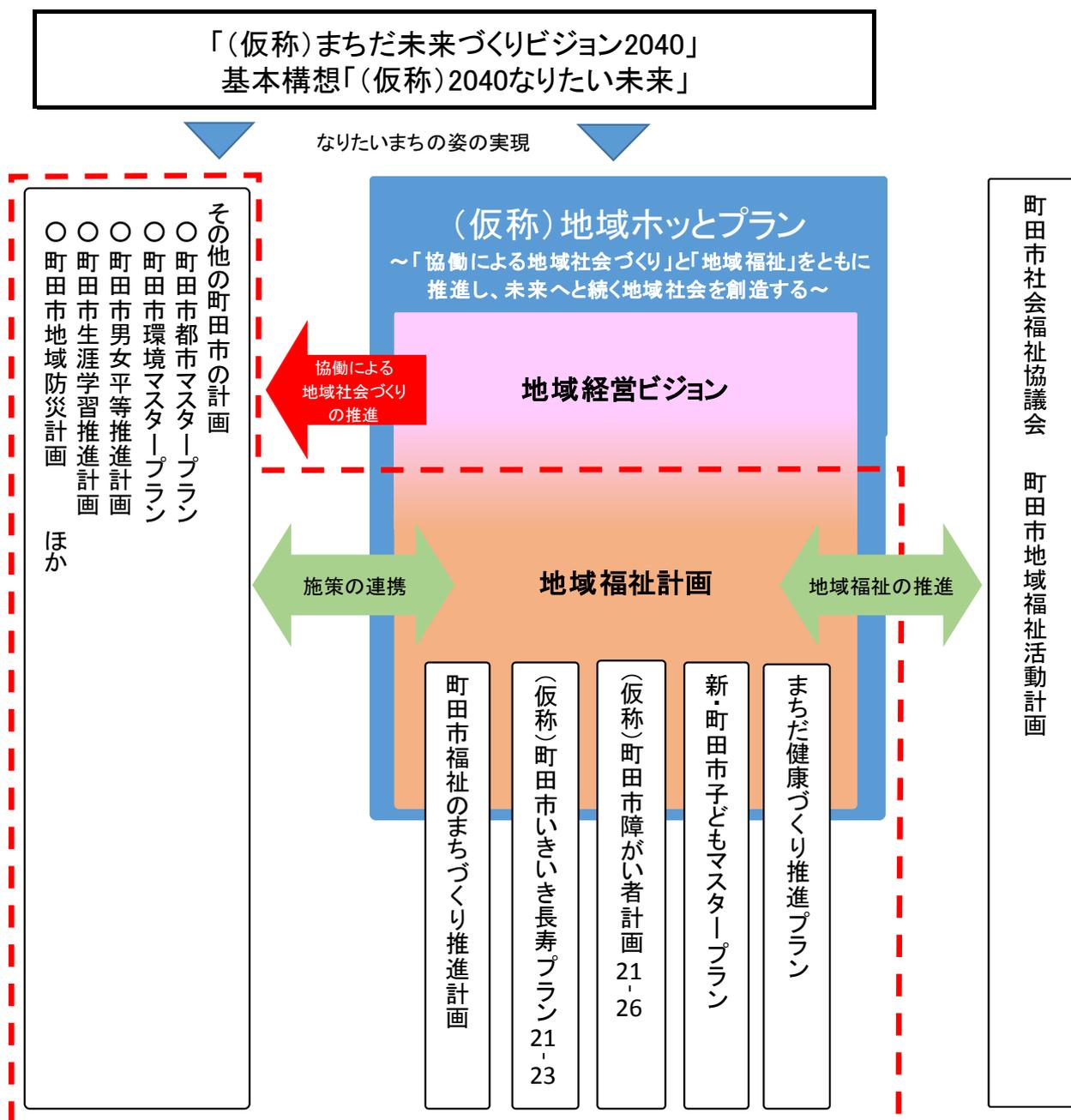
(5) 町田市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係

町田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市民や地域団体等と連携して定める地域における活動・行動計画であり、地域福祉の推進という目的を本計画と同じくしております。市民との協働による地域社会づくりにあたり、両計画が相互に連携・協働しながら、地域福祉を推進します。

(6) その他の計画との関係

市のすべての分野計画で「協働による地域社会づくり」を推進します。また、他分野の計画において、地域の福祉に資する施策の連携を図ります。

【図2】計画体系イメージ



4 現状と課題の整理

(1) 現状

ア 現行計画の振り返り

①町田市地域経営ビジョン 2030 の振り返り

●地域団体への支援体制の創設

2019年4月に一般財団法人町田市地域活動サポートオフィスを設立し、市内で地域課題に取り組む団体が、効果的、効率的な活動を展開できるよう支援する体制を整備しました。相談受付や講座・ワークショップ等の開催をとおして、市内の団体が有する課題として、現在、以下の三点を把握しています。一点目は、活動に対する地域からの共感や活動そのものが広がらないこと。二点目は、団体同士の横のつながりや市民、企業、大学等との関わりが少ないこと。三点目は、地域のために何かしたいという市民や企業が、団体の活動に参加する機会が少ないことです。これらの現状に即した専門的支援を継続し、地域における課題解決が進むよう取り組む必要があります。

●地区協議会の活動支援の充実

2019年3月に高ヶ坂・成瀬地区協議会が設立され、市内全10地区に地区協議会が整備されました。多くの地区協議会が設立から5～6年が経過する中、地域の課題解決の取り組みが進められています。市では「地区協議会活動報告会」を開催することで、地区協議会の横のつながりを確保するとともに、ホームページ、広報まちだでの活動紹介を行う等の魅力の発信を行っています。

今後、様々な地域の課題に対応していくためには、より多様な主体が参加しやすい仕組みづくりが求められています。

●行政部署間の連携の促進

協働について市職員の理解と意識の共有を図るため、毎年、主任職・係長職・管理職を対象として、地区協議会で活躍されている方々を講師としてお招きし、地域の現状や課題についてお話しいただく協働研修を実施しています。また、地域との協働事業や庁内連携を行う各課の担当者による情報交換会を開催し、事業実施にあたっての課題やその解決策等について共有を図るとともに、連携を促進する意識の醸成を図っています。

「まちだ〇ごと大作戦 18-20」がスタートして3年目となり、市民の「やってみたい夢」の実現に寄り添い、庁内各課が連携協力する組織風土への転換が進みつつあります。

「まちだ〇ごと大作戦 18-20」の終了後も、このような状況を継続し発展させていくために、より一層、行政部署間の連携の促進に取り組む必要があります。

②第3次町田市地域福祉計画の振り返り

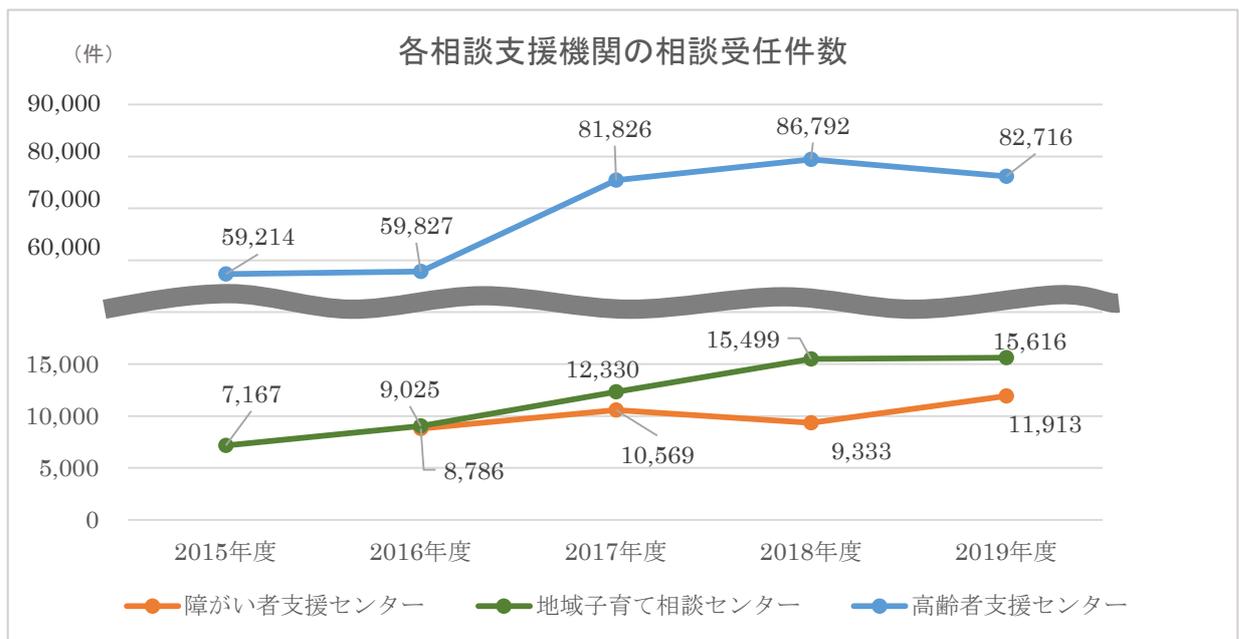
●相談支援の充実

市では地域に身近な相談窓口として、高齢者分野では市内12カ所に高齢者支援センターを、障がい分野では市内5カ所に障がい者支援センターを、子ども分野では市内5カ所に地域子育て相談センターを設置し、地域の様々な課題解決に向けた支援を行っています。

このうち、高齢者支援センターでは、高齢者を取り巻く複合的な課題などの相談案件について、必要に応じて地域ケア会議を開催し、医療・介護関係の専門職の他、福祉関係者、市民、地域団体、警察・消防関係者等が集まり、それぞれと連携し、高齢者が抱える様々な課題の解決を図っています。

今後は、障がいや子ども等の分野においても、必要に応じて地域の様々な機関との協働により課題の解決を図る仕組みを構築する必要があります。

一方、国は2020年6月に地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法の一部を改正しました。これにより、市町村の窓口において、高齢者や障がい者、子どもなどの属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、関係機関につなぐ又は連携して対応するなど、「断らない相談支援体制」の構築が求められています。



●地域福祉活動の活性化

第3次地域福祉計画では、地域の福祉課題の把握や解決に向けて取り組むための多様な主体の連携体制づくりを目的とし、町内会・自治会連合会10地区で、毎年度1回、地区別懇談会を実施しています。2019年度終了時点の地区別懇談会の参加者数は、「町田市5ヵ年計画17-21」の2021年度末で目標とする1,000人を超えた1,119人となっており、地域の課題解決に向けた話し合いが活発に行われています。この結果、地域において新たなつながりが生まれ、鶴川地区では2019年度に鶴川地区社会福祉協議会が設立し、相原地区でも人材バンクの立ち上げが見込まれています。

今後は、地区別懇談会に幅広い世代の参加を促進し、多世代によるつながりを創出することと、懇談会で提案された具体的な取組を実現する仕組みの構築が求められています。

●災害時に備えた避難体制の構築

市では、避難行動要支援者の避難支援体制を構築するため、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成すると共に、発災に備えて平常時から関係機関、民生委員・児童委員、希望する町内会・自治会、自主防災組織に避難行動要支援者名簿を提供しています。

今後は、避難行動要支援者名簿の提供先を拡充することによる重層的な支援体制の構築や、地縁組織・福祉関連組織・消防関連組織との連携体制の強化等により、さらなる避難行動要支援者の避難支援の取組を促進していくことが求められています。

イ その他の取組から見た現状

①タウンミーティング等での主な市民意見

2022年から始まる「(仮称)まちだ未来づくりビジョン 2040」の策定にあたって、「地区別意見交換会(タウンミーティング)」や「大学生とのワークショップ」、「高校生とのワークショップ」、「無作為抽出型市民ワークショップ」を実施しました。この結果、2040年においては、特に「つながり」、「多世代交流」、「安心」、「居場所」の充実したまちの姿が求められていることがわかりました。

②市内NPO法人・市民活動団体実態調査

今後のインターネット等の利用意向について

団体周知やイベント等の広報活動について、ホームページ、SNSを活用している団体の割合は約66%、そして、現在活用していない団体においても、今後インターネット等を利用する意向のある団体の割合は約69%に上ります。

③市民アンケートの結果

●地域における助け合い・支え合いの意向

病気や事故で日常生活が不自由になったときや高齢になったときに地域に頼みたい事がある人の割合及び、地域のためにできることがある人の割合はいずれも8割を超えていることから、地域における助け合い・支え合いの意向は高いと考えられます。

●近所付き合いの程度と住民どうしの協力関係

近所付き合いをしていない人は約1割となっており、そのうち約6割の方が今後の近所付き合いを希望しています。

また、住民どうしの協力関係は過半数の人が必要と感じており、そのために必要なことは「地域の人が気軽に集まれる場所をつくること」「地域の情報を手軽に得られること」「地域活動の相談や支援などの援助が受けられること」が多くなっています。

●地域活動やボランティア活動の参加状況

地域活動やボランティアに参加している方は約3割となっており、参加していない理由は「忙しいため」が最も高くなっています。参加していない人に、活動に参加しやすくなる条件をたずねたところ、「家の近く」「ともに活動する仲間や友人」「わずかな時間(1時間未満)」でできるという回答が多くなっています。

●地域生活における困りごとの状況

市民の困りごとの状況について、健康、子育て、介護、経済、住まいの5項目で、1項目でも困りごとがある方は約6割おり、2項目以上ある方は約3割となっています。

また、家族がひきこもりの状態にあると回答した方は3.1%(31人)となっており、年齢は20歳代が5人、30歳代が6人、40歳代が6人、50歳以上が7人となっています。

④まちだ〇ごと大作戦 18-20 の状況

まちだ〇ごと大作戦 18-20 (以下「〇ごと大作戦」という)は、市制60周年の2018年から2020年までの3ヵ年(新型コロナウイルス感染拡大の影響に配慮し、実施期間を2021年12月末まで延長)に、市内各地域で取組が「祭り」のように盛り上がる様子を継続的に市内外に情報発信し、「まちへの愛着・誇り」と「町田市への関心・憧れ」を醸成し、「住み続けたいまち」、「訪れたいまち」、「住みたいまち」となり、人口減少時代にあっても選ばれる都市を目指しているシティプロモーションの取り組みです。

コンセプトは「人と人、人と地域団体との新しいつながりから市民や地域団体の考える夢をみんなでカタチにし、次の世代へのレガシーを創り上げる交流感動都市まちだへ」です。

市民・地域団体・事業者などの多様な主体が、賛同者の知恵や応援を得て、地域の結びつきをより強めながら、自ら「やってみたい夢」を実現していくことで、次の世代に引き継がれる「新しい価値」を創り出し、市民活動・地域活動を盛り上げています。

多様な主体の取り組みを商工会議所や町内会・自治会連合会を中心とする市内25団体で構成するオール町田体制のまちだ〇ごと大作戦実行委員会(市は事務局)が情報発信や新しい人とのつながりづくりを支援しています。

2020年7月1日現在、地域交流・福祉・子育て・文化・スポーツ・観光など、あらゆる分野の計190件の取組が実現し、それぞれの取組を通じて、新しい出会いが生まれ、お住まいの地域や町田市の魅力に、あらためて目を向ける機会ややってみたかった夢にチャレンジできる機会となっています。

〇ごと大作戦では、人口減少時代に求められる新しい出会いやつながりから、市内の各地域で新しい事柄が始まり、人の交流によって多くの市民の感動がつけられています。

今後、持続可能な社会をつくっていくためには、市民自らが住んでいる地域を自慢し、市外の人たちに町田市や住んでいる地域をお勧めしたいという意欲がさらに高まっていく必要があります。〇ごと大作戦の取り組みのように市民が地域課題を共有して解決を目指す活動が広がり、新たな活力が生まれつづけることが重要です。市は引き続き、多様な主体とともに、世代や分野を超えて人がつながり、市民や地域の多様な主体が自分らしく生き生きと活動することができるよう、寄り添い、支えていくことが求められます。

(2) 課題

ア 「自分ゴト」として地域活動に参加する人を増やす

2014年4月に市内最初の地区協議会が小山・小山ヶ丘地区に設立され6年余りが経過し、現在全10地区で様々な活動が行われています。各地区で地域交流のイベントや見守り活動等が行われ、地域の課題解決や魅力発信のための取り組みを行ってきました。近年は、活動に携わる人や団体が固定化する傾向もあり、新たな担い手の発掘が求められています。

アンケートの結果によると、市民の自主的な協力関係について必要と感じている方は6割となっており、日常生活における手助けを頼まれたらできると回答した方は9割もいます。地域では助け合い・支え合いの意向が高い傾向にある一方、地域活動への参加率は3割と低い状況にあります。

また、多様なライフスタイル・価値観が存在する現代においては、地域とのかかわり方、つながりの強弱についての考えも人それぞれです。その中で、「自分ゴト」としての地域活動への参加をいかに増やしていくかが課題となっています。

イ 時代の変化に対応した新しいつながりづくり

AIやICTなどのテクノロジーの急速な発展により、リモートワークなどの働き方の多様化など、日々の暮らしや仕事のあり方が今後大きく変化することが予想されます。それに伴い、人々が地域で過ごす時間が増加し、地域活動に目を向ける機会が増えることが考えられます。

これを地域活動への関心を高める絶好の機会と捉え、複雑化・複合化する地域課題の解決に向け、様々な主体が関われるきっかけづくりを行う必要があります。プロボノワーカー等との協働や、AIを用いたマッチングシステム、SNS等のオンラインコミュニティを活用し、個人の「やりたいこと」「できること」と、地域のニーズとをマッチングすることで、より多くのつながりを創出していくことが求められます。

※プロボノワーカー：職業人として培ったスキルやノウハウを提供して、社会に貢献するボランティア活動を行う人(Probono Publico worker の略)

ウ 多様な主体による地域課題解決のためのプラットフォームづくり

少子高齢化の急速な進展やライフスタイル・価値観の変容に伴い、地域の課題はより一層複雑化・複合化しています。このような課題を解決するためには、行政を含む地域の様々な主体が対話し、共通のビジョンを持って取り組むことが必要です。また、これまで顕在化していなかった課題や新たな解決方法を発見していくためには、市民、企業、行政が一体となるプラットフォームを構築することが求められます。

エ 必要な人に必要なサービスをつなげるための体制づくり

「ダブルケア」や「8050問題」など、複合的な課題を有しているにもかかわらず、公的なサービスへつながることができず生活に困窮する方の社会的孤立が問題となっています。このような困りごとを抱えた方が必要なサービスにつながるには、市が身近な地域の助け合い・支え合い活動と協働し、早期に支援へつなげるとともに、中長期的に見守る必要があります。地域との協働にあたっては地域活動と公的支援機関を迅速かつ適切につなぐソーシャルワーカーの導入や、身近な地域で誰もが困りごとを相談できる相談支援体制を構築する必要があります。

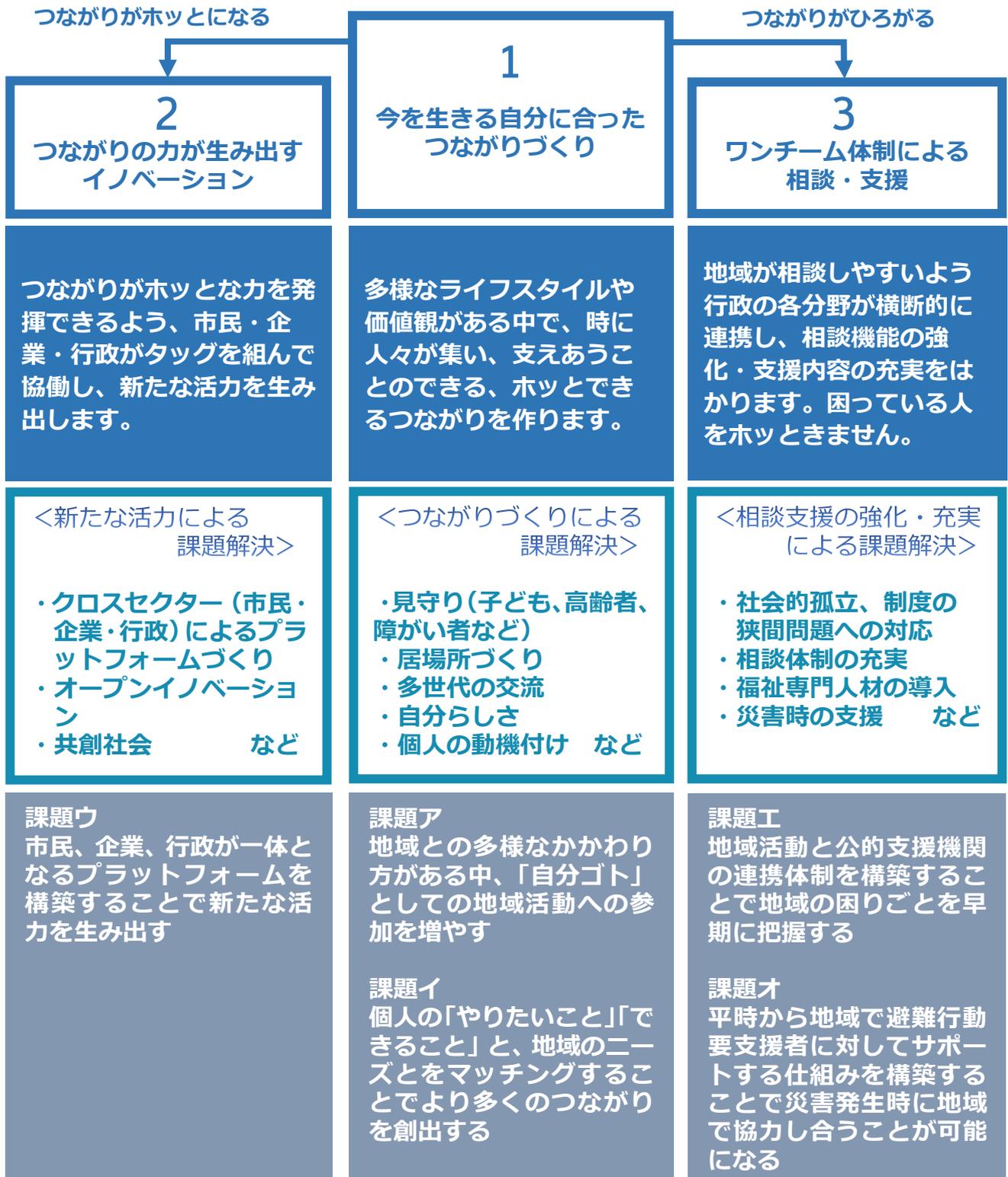
オ 災害時における一人一人の命を守る地域づくり

近年、大雨に伴う川の氾濫やがけ崩れ、地滑りなどで、市民生活や生命が脅かされるような自然災害が発生しています。また、今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%とも言われており、市内のおよそ3分の2の面積が震度6強の揺れに見舞われると予想されています。このような災害発生時に一人一人の命を守るには、個人や家庭での備えに加え、日頃からの顔の見える地域のつながりが重要であることが、過去の災害から明らかになっています。

大規模災害では犠牲者の多くが迅速に避難することが困難な高齢者や障がい者であり、とりわけ地域で避難行動要支援者をサポートする体制づくりが喫緊の課題です。

5 計画策定の柱

4の(2)で挙げた5つの課題を「つながりづくりによる課題解決」、「新たな活力による課題解決」、「相談支援の強化・充実による課題解決」に分類し、本計画の方向性として3つの柱を立てました。様々な地域活動が地域全体に広がり、そうした活動をするコミュニティへの参加が居心地のいいものであること、協働による地域の課題解決がより推進されることを目指しています。



6 計画策定にあたって留意すべき事項

(1) 「(仮称) まちだ未来づくりビジョン 2040」の実現に向けた計画

「(仮称) まちだ未来づくりビジョン 2040」の「(仮称) 2040 年りたい未来」を実現するため、その策定プロセスや施策の方向性の整合を図りながら策定します。

(2) 地域と市がいっしょに策定し、推進する計画

地域の多様な主体が「自分ゴト」として地域活動に参加できるよう、計画策定の段階から様々な手法で、地域の様々な人の意見を収集し、計画へ反映します。

(3) 市民にとって分かりやすく、実効性の高い計画

- ① 基本施策ごとに課題や、課題の解決に向けた施策の方向性を定めます。
- ② 計画の着実な推進を図るため、基本施策に分かりやすい指標(目標値)を設定します。
- ③ 目標を達成するために、重点的に取り組む施策を設定します。

<参考> 現行の地域福祉計画における施策の体系

| ■基本理念 | ■基本目標 | ■基本施策(主なもの) |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 互いにささえあい、自分らしく、くらし続けていくことができるまちを目指す | I 地域福祉を拓げる基盤づくり | I-1 効果的な情報提供・相談支援 ほか |
| | II 地域福祉を担う人づくり | II-1 地域福祉に対する意識づくり ほか |
| | III ささえあいのある地域づくり | III-1 地域での見守り・日常生活支援 ほか |

(4) 支援の対象を包括的に捉えた計画

地域における生活課題は複雑化、複合化していることから、支援の対象を個人や、高齢者、障がい者、子どもといった属性だけではなく、家族として包括的に捉え、計画を策定します。

7 計画期間

「(仮称)地域ホッとプラン」の計画期間を「(仮称)まちだ未来づくりビジョン2040」の「(仮称)まちづくり基本目標」と合わせ、2022年度から2031年度までの10年間とします。

ただし、地域や福祉を取り巻く環境変化に迅速に対応するため、2026年度に中間見直しを実施し、2027年度からの計画に反映します。

【図3】関連計画の計画期間

| 計画名称 | 年度 | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------|------|------|------|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 |
| ① 基本構想・基本計画 | 町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」2012-2021 | | | | 町田市基本構想・基本計画 「(仮称)まちだ未来づくりビジョン2040」(案)2022-2031 (仮称)まちづくり基本目標 (2022~2031年度:10年間) | | | | | | | | | |
| ② 地域福祉計画 (社会福祉法) | 第3次(2016-2021) | | | | (仮称)地域ホッとプラン (2022-2031) ※2026年度改定予定 | | | | | | | | | |
| ③ 地域経営ビジョン | 現(2017-2021) | | | | (仮称)地域ホッとプラン (2022-2031) ※2026年度改定予定 | | | | | | | | | |
| ④ 高齢者福祉計画 (老人福祉法) | 現(2012-2020) | | | | (仮称)町田市いきいき 長寿プラン21-23 (2021-2023) | | | | | | | | | |
| ⑤ 介護保険事業計画 (介護保険法) | 第7期(2018-2020) | | | | (仮称)町田市いきいき 長寿プラン21-23 (2021-2023) | | | | | | | | | |
| ⑥ 障がい者計画 (障害者基本法) | 第5次 (2016-2020) | | | | (仮称)町田市障がい者計画(21-26) | | | | | | | | | |
| ⑦ 障がい福祉事業計画 (障害者総合支援法) | 第5期 (2018-2020) | | | | (仮称)町田市障がい者計画(21-26) | | | | | | | | | |
| ⑧ まちだ健康づくり推進プラン (健康増進法) | 第5次(2018-2023) | | | | 第5次(2018-2023) | | | | | | | | | |
| ⑨ 新・子どもマスタープラン (子ども・子育て支援法、 次世代育成支援対策推進法) | 現(2015-2024) | | | | 現(2015-2024) | | | | | | | | | |
| ⑩ 福祉のまちづくり推進計画 | 第2次 (2017-2021) | | | | 第3次(案)(2021-2026) | | | | | | | | | |
| (参考) | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑪ 都市マスタープラン (都市計画法) | 現(2011-2021) | | | | 次期(案)2022-2031 | | | | | | | | | |

8 策定体制

(1) 町田市地域福祉計画審議会

市長の諮問機関として、学識経験者と市民団体等の代表で構成し、本計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、答申を受けます。

(2) 市民意見の収集・把握

従来の市民アンケートやパブリックコメントだけではなく、町田市基本構想・基本計画「(仮称)まちだ未来づくりビジョン2040」の策定のため実施するタウンミーティングや各種ワークショップに参加し、地域に関する市民意見を収集・把握します。

(3) 市内

ア 市内策定検討委員会（副市長・部長級で構成）

町田市基本構想・基本計画「(仮称) まちだ未来づくりビジョン 2040」と整合を図るため、「(仮称) まちだ未来づくりビジョン 2040」の市内策定検討委員会で検討を行います。

市内策定検討委員会では、本計画の策定に必要な事項の検討及び調整を行い、案を決定します。

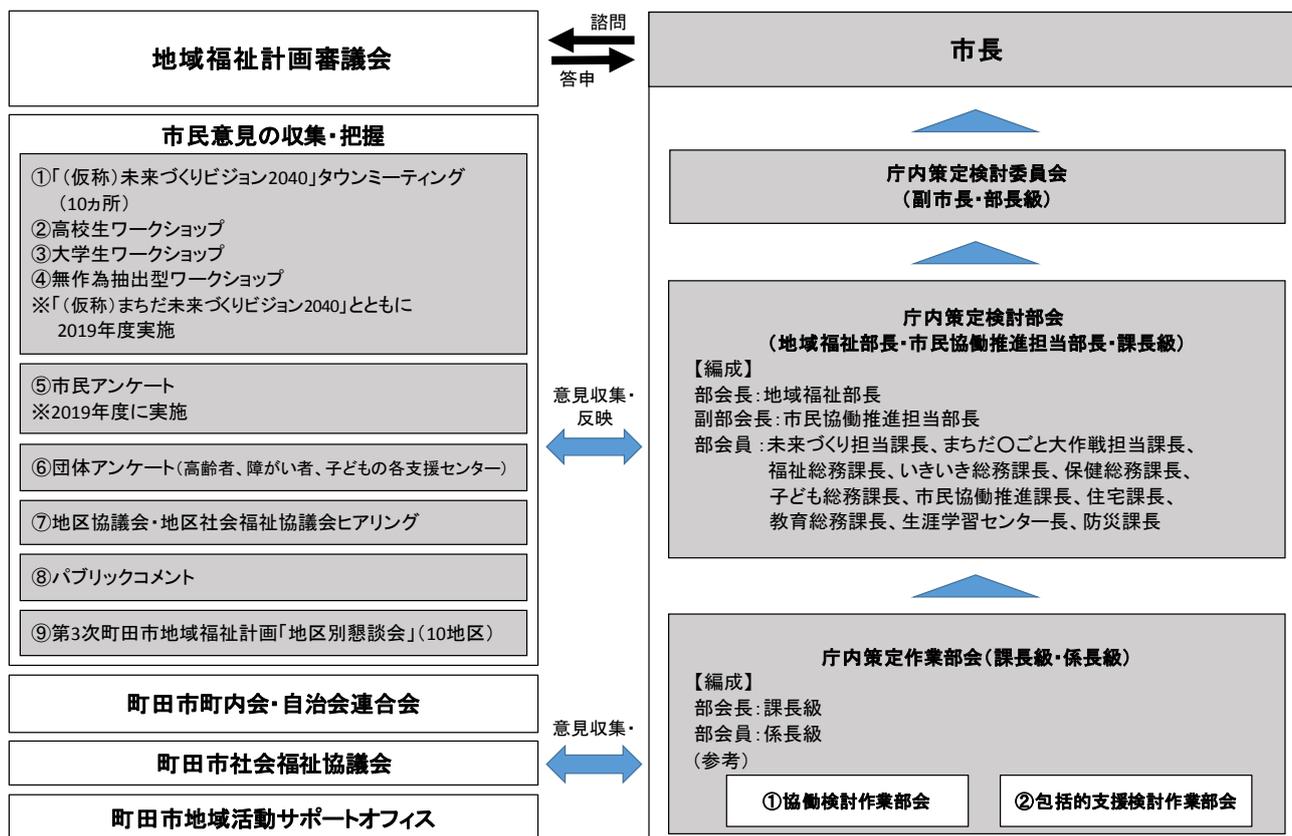
イ 市内策定検討部会（地域福祉部長・市民協働推進担当部長、課長級で構成）

市内策定検討委員会で検討する原案を作成します。

ウ 市内策定作業部会（課長級・係長級で構成）

市内策定検討部会に市内策定作業部会を置き、市内策定検討委員会や市内策定検討部会で検討する原案を作成します。

【図4】(仮称) 地域ホッとプラン策定体制図



9 スケジュール（詳細は参考資料参照）

| | 2020年度 | | 2021年度 | | | | 2022年度 |
|---------------|----------------|--------------|-----------------|-------------------------|------|--------------|--------|
| | 9月 | 9月 | 10月 | 12月 | 2月 | 3月 | 4月～ |
| (仮称) 地域ホッとプラン | 行政報告 策定の方向性 | 行政報告 計画素案 | パブリック コメント実施 | 行政報告 パブリック コメント結果 | 計画策定 | 行政報告 計画概要 | 計画推進 |